

小竹町
児童相談システム導入及び保守運用業務
委託プロポーザル実施要領

令和6年6月

福岡県 小竹町

1 業務の概要

(1) 業務名

児童相談システム導入及び保守運用業務

(2) 業務概要

児童家庭相談（児童虐待を含む児童相談や特定妊婦を含む妊婦相談）の相談件数は年々増加しており、相談内容も長期化・複雑化した問題も多くなっている。そのため、生活状況を適切に把握し支援を行うことが求められている。

要保護児童、要支援児童を含むすべて児童や特定妊婦を含む妊婦の生命と権利を守るという重要な目的を達成するために、支援経過記録および児童記録票のデータベース化を図り、各種業務の作業効率および相談支援体制の強化を図るために、児童家庭相談システムの導入を行う。

(3) 業務内容

「小竹町児童相談システム導入及び保守運用業務調達仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日まで（本システムを60か月利用する想定）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 契約金額支払条件

令和7年3月末請求分より、60か月間の割賦払い。

(7) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 国税、地方税等、租税の滞納がないこと。
- ④ 小竹町の指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 小竹町暴力団等追放推進条例（平成21年小竹町条例第15号）第2条に定める暴力団、暴力団員 又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑥ 過去5年以内に、国または地方公共団体におけるシステム導入実績を有し、別紙2「システム機能要件一覧表」における機能を提案できる事業者であること。

2 業務委託業者選定方法概要

(1) スケジュール

- ・質問書の受付期限 7月 8日 (月)
- ・質問書の回答期限 7月 16日 (火)
- ・参加表明書の提出期限 7月 23日 (火)
- ・企画提案書・見積書等の提出期限 8月 5日 (月)
- ・書類審査 8月 6日 (火)～8月 7日 (水)
- ・プレゼンテーション審査 8月 20日 (火)
- ・選定結果の通知・公表 8月 23日 (金) 予定

(2) 提案に関する質問及び回答

本提案に関する質問がある場合は、下記に電子メールで質問書を提出すること。

- ・提出期限 令和6年7月8日(月) 15時まで
- ・提出先 〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1
小竹町 健康こども課 担当：眞次 洋平
- ・電子メール kosodate@town.kotake.lg.jp

なお、件名は「小竹町児童相談システム導入業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

- ※ 質問は様式4「質問書」により行い、質問箇所を特定できるようにすること。
- ※ 回答については、すべての参加事業者に対して開示する。
- ※ 質問書送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。
- ※ 電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

(3) 参加表明書

本提案への参加を希望する者は、様式1「参加表明書」を所定の様式により、持参または郵送にて提出すること。期限までに参加表明書等の提出がない者からの提案は受け付けない。

- ・提出期限 令和6年7月23日(火) 15時まで(必着)
- ・提出先 〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1
小竹町 健康こども課 担当：眞次 洋平

(4) 企画提案書、見積書等の提出

次の書類等を持参または郵送にて提出すること。

- ・提出書類
 - 様式2_誓約書 1部
 - 様式3_同種業務実績確認調書 1部
 - 様式5_提案書(鏡) 1部
 - 様式6_経費見積書 1部
 - 別紙2_システム機能要件一覧表 7部

企画提案書

7部（正本1部、副本6部）

- ・提出期限 令和6年8月5日（月）15時まで（必着）
- ・提出先 参加表明書の提出先参照

(5) 提案書、見積書等の作成要領

- ① 提案書は、「小竹町児童相談システム導入及び保守運用業務調達仕様書」に基づき、別紙1「システム企画提案書作成要項」に従って作成すること。
- ② 提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。
- ③ 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ④ 提案書はA4版縦もしくは横の横書きで作成し、様式は任意とする。
- ⑤ 提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用すること。
- ⑥ 「小竹町児童相談システム導入及び保守運用業務調達仕様書」及び別紙1「システム企画提案書作成要項」等に記載のない事項であっても、本町または本事業に資する機能等については、提案書に記載しても差し支えない。
- ⑦ 提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。但し、説明用としてプロポーザル当日に提案書の抜粋版の提出を認めることとする。（抜粋版には、提案書正本との該当ページがわかるように表記すること）

(6) 経費見積書の作成要領

① 提案上限額

導入及び保守・運用費用（月額）：169,400円（消費税及び地方消費税込）

※ 上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること。

- ② 見積書は、別紙1「小竹町児童家庭相談管理システム構築業務委託仕様書」に基づき、別紙4「見積書作成要項」に従い、様式6「経費見積書」を提出すること。
- ③ 様式6「経費見積書」に計上した費用の積算根拠を、提案事業者の任意様式で別添すること。

(7) プレゼンテーションの実施

- ① プレゼンテーション審査を実施予定日：令和5年8月20日（火）。
- ② プレゼンテーション審査を実施するにあたり、プロジェクター、スク

リーンは町で準備する。その他はすべて提案事業者側で用意すること。

- ③ プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。
- ④ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行うこと。システム機能については必要に応じて実機を用いた説明も可能とする。説明は本業務の「プロジェクト管理者」の予定者が中心となって行うこと。
- ⑤ プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書の提出順とし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

(8) 審査方法

- ① 審査は企画提案書説明（30分）、質疑応答（15分）に対して行う。
- ② 選定委員会において、書類審査によって評価された点数と、プレゼンテーション審査を点数化し、合計得点が最も高い上位1者を優先交渉権者として選定する。また2番目に得点が高かった者を、次点交渉権者として選定する。

(9) 審査基準

審査項目は別紙5「審査基準」のとおり。

(10) 審査結果の通知

結果については、選定後速やかに全提案事業者に文書で通知する。

3 その他注意事項

(1) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された様式7「辞退届」を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

(2) 提案の無効

- ① 1事業者が、複数の提案を行ったとき。
- ② 経費見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。
- ③ 提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。
- ④ 所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- ⑤ 提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ⑥ 公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- ⑦ 見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、または金額訂正した見積をしたとき。

(3) 提案書、審査等について

- ① 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ② 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ③ 提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- ④ 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ⑤ 提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑥ 本町から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用すること、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本町の事業等の内容については守秘義務を課す。
- ⑦ 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、応じないものとする。
- ⑧ 本提案システムの構築中に作成した報告書や、作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて本町に帰属するものとする。
- ⑨ 企画提案書に記載した本事業に携わる技術者等は原則として事業完了まで従事することとする。ただし事業の目的を果たせないと本町が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。
- ⑩ 提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ⑪ 提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。